

岡山県支店等新規開設促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡山県支店等新規開設促進補助金(以下「補助金」という。)の交付については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 知事は、県内への支店等の新規開設を促進し、一層の雇用機会の増大と地域振興を図るため、予算の範囲内で第4条に該当する者に補助金を交付することができる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支店等 地方税法(昭和25年法律第226号)第24条第1項第3号に掲げる「事務所又は事業所」をいい、支店等の開設とは当該「事務所又は事業所」に該当する施設を設置することをいう。
- (2) 支店登記 商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づき商業登記簿に支店を登記することをいう。
- (3) 新規常用雇用者 県内の支店等に従事するため、支店等の開設日の6月前の日以降に雇用された岡山県内に住所を有する者又は岡山県内に新たに住所を定めた者であって、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者である者をいう。
- (4) 県税情報 県が県税の賦課徴収に関し取得又は作成した情報(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)であって、現に県が管理しているものをいう。
- (5) イノベーション分野 クリエイティブ関連分野、情報通信関連分野、研究関連分野及びその他新たな価値を創造する分野をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者であって、別表1の交付要件を満たす者とする。ただし、イノベーション分野に係る者は別表1の交付要件は不要とする。

- (1) 県内に支店等を新たに開設する法人又は県内に設置していた支店等を廃止した日から起算して3年を経過した日以降に県内に支店等を再び開設する法人
- (2) 県内の支店等を対外的に明示する法人
- (3) 県内の支店等に従事する新規常用雇用者が10人以上(イノベーション分野は5人以上)である法人
- (4) 法人設立後3年以上経過している法人であって、直近の3年間において営利事業を継続して営んでいる法人

2 前項(1)の交付要件は、県税情報を用いて県が確認するものとする。

(補助金の額等)

第5条 第4条の規定により交付する補助金の使途、補助額、補助単価及び限度額並びに交付方法は、別表2に定めるところによる。

(事前同意事項)

第6条 本要綱の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について事前に同意しなければならない。

- (1) 当該法人の名称、代表者の氏名、本店及び支店の所在地、主な事業内容、新規常用雇用者の人数、補助金の額及びその他の当補助事業の実施に関し県が取得した情報を県が公表すること
- (2) 補助金の認定、交付決定及び額の確定、事業状況報告及びその他の補助事業の実施に関し県が取得した情報を県税の賦課徴収のために県が用いること
- (3) 補助金の認定、交付決定及び額の確定、事業状況報告及びその他の補助事業の実施に関し県が必要とする情報を県が県税情報を用いて確認すること

(認定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、支店開設の日の原則として30日前までに補助金認定申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は、同項の申請をすることができない。

- (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
- (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(認定通知)

第8条 知事は、前条の規定による補助金認定申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認める場合に認定の決定を行い、認定通知書(様式第2号)を申請者に送付するものとする。

(開設内容の変更等)

第9条 前条の規定による認定の通知を受けた者(以下「認定法人」という。)が認定に係る支店等(以下「認定支店等」という。)の開設の内容を変更しようとするときは、原則として当該変更を行う日の30日前までに変更認定申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。また、認定支店等の開設を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)届出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項前段の規定による変更認定申請書を受理したときは、その内容を審査の

上、適当と認める場合に変更認定の決定を行い、変更認定通知書（様式第5号）を認定法人に送付するものとする。

- 3 第1項後段の規定による中止（廃止）届出書を知事が受理したときは、何らの手続きを要せず認定通知はその効力を失う。

（認定の取消し）

第10条 知事は、認定法人が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、第8条の認定又は前条第2項の変更認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けた場合
- (2) 変更手続きによることなく認定された内容を変更した場合
- (3) この要綱に違反する事実があった場合
- (4) 第8条の認定を受けた日から起算して3月以内に認定支店等の開設を行わなかった場合

- 2 知事は、前項の規定により認定又は変更認定を取り消したときは、遅滞なくこの旨を書面により認定法人に通知するものとする。

（交付申請）

第11条 認定法人は、認定支店等の開設の日から起算して1年以内に、補助金交付申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第12条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認める場合に補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第7号）を認定法人に送付するものとする。

（交付申請の取り下げ）

第13条 前条の規定による補助金の交付決定及び額の確定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その交付決定及び額の確定の通知を受けた日から起算して15日以内に補助金交付の申請の取り下げを知事に申し出ることができる。

（補助金の支払）

第14条 補助事業者は、第12条の規定による補助金の交付決定及び額の確定があったときは、補助金請求書（様式第8号）により、遅滞なく補助金の支払を知事に請求しなければならない。

- 2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を当該補助事業者に支払わなければならない。

（状況報告等）

第15条 補助事業者は、交付決定の日から起算して1年を経過した日を基準日として、事業状況報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の報告は、基準日から30日以内に行わなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、知事は、随時に事業状況報告書の提出その他必要な事項を補助事業者に指示し、又は補助事業者を調査することができる。

(指示等への協力)

第16条 補助事業者は、前条第3項の指示又は調査を知事から受けたときは、これに協力しなければならない。

(交付決定及び額の確定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、第12条の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び額の確定を受けた場合
- (2) この要綱に違反する事実があった場合
- (3) 第15条の状況報告又は調査により、基準日における新規常用雇用者の数が補助金交付申請書に記載された新規常用雇用者の数を下回っている事実を県が確認した場合
- (4) 交付決定の日から起算して1年以内に認定支店等を廃止した場合（事実上の廃止を含み、支店登記の廃止の有無は問わないものとする。）

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、既に補助金を補助事業者に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた補助金の額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で加算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (交付要件)

支店等において事業の用に供する部分の延床面積	100平方メートル超 注1 賃貸のときは賃貸借期間契約の期間が2年以上であること。 注2 集合住宅の居宅部分を支店等の用に供しているときは補助金の交付の対象外とする。
資本金の額又は出資金の額	1,000万円超

別表 2 (補助金の使途、補助額、補助単価及び限度額並びに交付方法)

区 分	イノベーション分野以外	イノベーション分野
使 途	新規常用雇業者に係る人件費	新規常用雇業者に係る人件費
補 助 額	次の算式によって算定した額の範囲内 (新規常用雇業者の人数－9) × 補助単価	次の算式によって算定した額の範囲内 (新規常用雇業者の人数) × 補助単価
補助単価	中山間地域 15万円 その他地域 10万円	中山間地域 100万円 その他地域 50万円
限 度 額	中山間地域 300万円 その他地域 200万円	中山間地域 2,000万円 その他地域 1,000万円
交付方法	一括交付	一括交付

注 表中「中山間地域」とあるのは、岡山県中山間地域の振興に関する基本条例（平成15年岡山県条例第32号）第2条に規定する「中山間地域」とする。